

請 願 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	1 1 1 5	受 理 年 月 日	令 和 4 年 1 月 17 日
件 名	簡易宿所営業への指導（上京区西院町）		
要 旨	<p>上京区日暮通丸太町上る西院町746-21における事業主、大橋小橋株式会社による簡易宿所「橋旅三条城」について、近隣住民との間で起こっているトラブルが解決され、町内関係住民との話し合いのうえ、営業に対する協定書が締結されるまで営業を始めることのないよう京都市が指導することを請願する。</p> <p>事業者の代理人である四条烏丸法務事務所所長より、2021年12月20日に京都市が営業を許可したと2021年12月24日に住民にメール通知があった。本事業については、住民が2021年3月に市会に陳情したとおり、事業主及び代理人が住民の要望署名の受取を拒否したうえ、住民説明会も開かず一方的に手続を進めるなど町内住民は大きな不信を持つ状況であった。</p> <p>2021年11月13日に第1回目の住民説明会が開かれたが、事業主は急病を理由に欠席し、簡易宿所申請代理人の四条烏丸法務事務所所長や弁護士等が出席したが、そこでも町内住民の要望署名の受取を拒否し、口頭で内容を言ってもらったらよいとの姿勢であった。さらに、限られた時間での参加住民からの質問や要望に対して持ち帰るとしたことも含め、住民福祉連合協議会会長らが2回目の説明会で責任ある回答をと求めたにもかかわらず、四条烏丸法務事務所所長は説明会は開かないの一点張りで住民との調和を図ろうとする誠意に欠ける対応であった。</p> <p>第1回目の説明会で、近接する保育園園長が園児150人とその保護者、学童100人を受け入れており、園外保育など子供や職員の出入りと宿泊者の交差、近隣住民への配慮について要望した。ゲストハウスの南側住居住民のプライバシーについて宿泊施設1階中庭と施設2階の窓から南側住居住民の生活実態が丸見えとなることを指摘し、最低でも目隠しとなる構造物の設置が必要であること、木造住宅密集地の防火対策は必須であり管理者不在の管理運営は問題があること、駆け付け要件を満たすとする職員体制の根拠、火災報知器が作動した際に事業者が速やかに対応できる方策、火災保険や延焼、類焼時の損害賠償責任が果たせる根拠を書面で示すことなどを求めたが、これらに対する具体的な回答はない。住民は、第1回目の説明会の議事録の作成と、その内容を事業者と住民双方で確認し合うことを求めているが、これについての回答もなかった。</p> <p>そうした中、2021年12月24日に事業主の簡易宿所申請代理人である四条烏丸法務事務所所長から住民に送信されたメールには、京都市が営業許可したことに加えて、①保育園の近くで営業することへの指摘について、学校等照会の手続（京都市が照会したことを事業者に伝えたもの）の中で保育園の意見や意向も既に確認しており、今後も引き続き注意喚起を行っていく。②管理者の施設内の常駐は行わない方針で変更はない。③消防設備が作動した場合に遠隔地にいる管理者等に直接発報されるシステム等は導入しない。④施設内の目隠しについては1階にロールカーテンを設置した。2階等についてはカーテン等による目隠しで問題ない旨、京都市の立入検査で確認していると記されただけである。</p> <p>町内関係住民はこのメール回答に納得していない。しかも四条烏丸法務事務所所長は京都市の営業許可が下りたことの通知と同時に回答を送り付けている。町内関係住民は2022年1月4日、町内会として京都市長に要望書を提出した。その場で京都市が事業者側の報告だけを聞いて営業許可したことに対する意見も述べた。なぜ、住民の意見や住民と事業者の話し合いの状況を確認せずに許可をしたのか。住民は2回目の説明会の場で事業者が回答するものと思っていた。</p> <p>さらに、本ゲストハウスの設置に伴う旧住宅の改修工法等により近接住宅への影響が出ているが、これは住宅敷地境界が特定できていないことに起因することが分かった。したがって、正式に住宅敷地の境界を明らかとするための手続を経て影響が出ている住宅所有者と宿泊施設所有者との話し合いが必要となってくる。</p> <p>については、こうした問題が解決されないまま営業活動が行われることは市民生活への脅威となることから、市民生活の安全が確保できるよう事業者に指導することを強く願う。</p> <p>くわえて、同町内は43世帯という小さな町内地域にもかかわらず、既に2軒の簡易宿所の施設営業が行われている。際限なく管理者不在で営業できる宿泊施設を許可することは、京都市が定める地域コミュニティ活性化推進条例の趣旨にも反するものである。さらに現在、近接する保育園は現地施設建替えのために移転中であるが、新設後の保育園が安心して保育活動を行える条件確保は必須であり強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">(4.1.26 一部訂正)</p>		
請 願 者			
紹 介 議 員	中村三之助, 寺田 一博, くらた共子		
付 託 委 員 会	教育福祉委員会		